

## 第十一章 継続審査及び継続調査

国第四七条  
規第五三條  
「国第五四條  
の四」  
「規第八〇條  
の八」

二九六 委員会が閉会中も審査又は調査を継続しようとするときは、

継続審査要求書又は継続調査要求書を議長に提出する

委員会が閉会中もなお特定の案件の審査又は調査を継続するには、理由を付した文書で議長に要求し、議院の議決を経なければならない。

この場合の継続審査要求書又は継続調査要求書の作成は、委員会の議決によりこれを委員長に一任するのを例とする。

(注) 予備審査のため送付された議案の継続審査は、衆議院において継続審査を行うことに決定したものに限る。

### 二九七 継続審査案件を閉会中に採決した例

継続審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する定めであるが、閉会中に委員会の審査を終

国第四七条  
第六八条

わったときは、委員長から審査報告書を議長に提出し、議長は、次の国会において議院の会議に付する。

閉会中に委員会の審査が終わった例を挙げれば次のとおりである。

第十九回国会閉会後の厚生委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を修正議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、同案は、第二十回国会昭和二十九年十二月二日の議院の会議において、委員長報告どおり修正議決された。

第十九回国会閉会後の決算委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、昭和二十七年一般会計歳入歳出決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第二十回国会昭和二十九年十二月一日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第七十七回国会閉会後の決算委員会（昭和五十一年七月二十一日）において、昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外十二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右十三件は、第七十八回国会昭和五十一年九月二十九日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百八回国会閉会後の決算委員会（昭和六十二年七月三日）において、昭和五十九年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百九回国会昭和六十二年七月六日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百十二回国会閉会後の決算委員会（昭和六十三年五月二十七日）において、昭和六十年年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百十三回国会昭和六十三年七月十九日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百三十回国会閉会後の決算委員会（平成六年九月十六日）において、平成三年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第百三十一回国会平成六年十月四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第百三十九回国会閉会後の決算委員会（平成九年一月十六日）において、平成六年度決算外二件に

つき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第四百十四回国会平成九年一月二十四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第四百十一回国会閉会後の決算委員会（平成九年十二月十七日）において、平成七年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右三件は、第四百十二回国会平成十年一月十四日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

第四百十五回国会閉会後の決算委員会（平成十一年十月二十七日）において、平成八年度決算外二件及び平成九年度決算外二件につき議決し、同日審査報告書を議長に提出した。

なお、右六件は、第四百十六回国会平成十一年十一月十日の議院の会議において、委員長報告どおり議決された。

参照 二八四号

## 二九八 継続審査案件は、次の国会において引き続き審査する

常任委員会において閉会中に審査が終わらなかつた継続審査議案及び懲罰事犯の件は、次の国会において何らの手続を経ずに引き続き審査する。

特別委員会において閉会中に審査が終わらなかつた継続審査議案は、次の国会において設置された特別委員会又は常任委員会に改めて付託された後、これを審査する。

参照 八一号

## 二九九 通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わな

いのを例とする

第四十回国会以後、通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わないのを例とする。ただし、第六十五回国会閉会中、地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会はその審査を継続した。

参照 三〇〇号

三〇〇 衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わな  
い

衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わない。

なお、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

○衆議院解散の場合における継続審査及び継続調査に関する議院運営委員会理事会決定  
第三十五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和三十五年十月十五日）

- 一 国会の議決を要する案件については、継続審査の要求をすることができない。
- 二 調査事件については、継続調査の要求をすることができるものとする。

第四百四十七回国会議院運営委員会理事会（平成十二年五月三十日）

決算委員会は、衆議院の解散による閉会中、決算の継続審査の要求を行うことができる。

○閉会中に衆議院議員の任期が満了した場合の継続審査中の議案の取扱いに関する議院  
運営委員会理事会決定

第七十八回国会議院運営委員会理事会（昭和五十一年十一月二日）

---

閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

参照 二九九号

